

# 山梨県公報

第三十二号

令和元年

九月二日

月 曜 日

## 目次

○建築基準法に基づく道路位置指定……………二四一

## 告示

○令和元年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………二四一  
○令和元年度後期技能検定の実施……………二四一  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二四五

## 告示

### 山梨県告示第八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
令和元年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和元年八月二十六日
- 二 指定道路の位置 笛吹市春日居町別田字東田町四百五十一番四及び四百五十二番六
- 三 指定道路の幅員 最大四・一八メートル 最小四・〇八メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・五三メートル

## 公告

●令和元年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和元年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林

皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林	一、五七〇・六九ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七九・〇二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一〇七・四六ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一一・一八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六八九・九九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五二・五三ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・〇一ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇二九・四五ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五三四・九一ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七一一・六六ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一八・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、〇九八・二七ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一六〇・九九ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二八・九二ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一六九・一三ヘクタール

### 令和元年度後期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といふ。)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
令和元年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 一 実施職種

1 特級 特級の検定職種のうち後期(令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検

査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。

2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
金型製作	プレス金型製作・金属プレス加工法	プレス金型製作作業
工場板金	機械板金加工法 数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし

空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
石材施工	石材加工法	石材加工作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法 塩化ビニルシート防水施工法	アスファルト防水工事作業 塩化ビニルシート防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし

3 三級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

機械・プラント製 図	機械製図法	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器 施工	なし	なし
家具製作	なし	なし
建築大工	なし	なし

かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
テクニカルイラスト レーション	なし	テクニカルイラストレ ーションCAD作業
機械・プラント製 図	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和元年十二月六日(金) から令和二年二月十六日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和元年十一月二十九日(金) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行

う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験  
(一) 実施期日

職種	実施期日
1 一級及び二級 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 2 三級 電気機器組立て 配管 型枠施工	令和二年二月二十六日(日)
1 特級 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造 2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 パン製造 防水施工 機械・プラント製図 3 三級 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作	令和二年二月二日(日)
1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プリント配線板製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装 2 三級 機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図 3 単一等級 電子回路接続	令和二年二月九日(日)

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発セン

ター  
四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

(1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(2) 特別永住者証明書又は在留カード

(3) 健康保険被保険者証

(4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

(6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円

(2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、平成三十一年四月一日において三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。)

(3) 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者(現に雇用されている者を除く。)

又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(4)において同じ。)(4)に掲げる者を除く。)

一の検定職種につき一万二千二百円



発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番